

秋田県公報

目次

規則

○秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則(三三・公共建築物活用室)……………1

告示

○自衛官の募集期間(二二・総務課)……………1
○自衛官採用試験の試験期日等(二二三・総務課)……………1

規則

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年四月三十日

秋田県規則第三十三号

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「及び副知事」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

秋田県告示第二百十二号

平成二十年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

募集期間

平成二十年五月一日から同年六月九日まで

秋田県告示第二百十三号

平成二十年度第一回二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月三十日

秋田県知事 寺田典城

| 試験期日 | 試験場 | | 募集地域 |
|-----------|--------------------------|----------------|-----------------------------|
| | 名称 | 位置 | |
| | 自衛隊秋田地 方協力本部 四号 | 秋田市山王四丁目三番三十四号 | 秋田県全域 |
| | 陸上自衛隊秋田駐屯地 | 秋田市寺内字將軍野一番地 | 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡 |
| | 自衛隊秋田地 方協力本部大館出張所 | 大館市赤館町三番二号 | 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡 |
| | 自衛隊秋田地 方協力本部能代地域事務所 | 能代市花園町二十六番二二二号 | 能代市 山本郡 |
| 受付時に指定する日 | 自衛隊秋田地 方協力本部秋田募集案内所 | 秋田市茨島二丁目八番二二四号 | 秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡 |
| | 自衛隊秋田地 方協力本部由利本荘地域事務所 | 由利本荘市給人町七番三三三号 | 由利本荘市 にかほ市 |
| | 自衛隊秋田地 | 大仙市大曲田 | |

| | | |
|------------------------|-----------------|----------------|
| 方協力本部大館地域事務所 | 町二十一番五号 | 大仙市 仙北市 |
| 自衛隊秋田地 方協力本部横手地域事務所 | 横手市横手町字上真山百九十五号 | 横手市 湯沢市 雄勝郡 |

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄